

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 動物愛護管理推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

福祉部 生活衛生課 乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111(内3413)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,357 千円 (前年度予算額： 10,374 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,374	0	0	650	0	0	0	0	9,724
要求額	10,357	0	0	650	0	0	0	0	9,707
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和3年度に岐阜県内の保健所で収容した犬猫は2,307頭で、そのうち739頭が殺処分されている。また、年間4,000件以上の動物に関する苦情や相談がある。岐阜県動物愛護推進計画の基本方針である「人と動物が共生する地域社会」を実現するためには、動物愛護及び終生適正飼養のさらなる推進が必要である。

(2) 事業内容

ア 特定動物飼養保管許可事務
 イ 動物取扱業登録等事務
 ウ 動物愛護推進協議会の運営
 エ 動物愛護推進員活動
 オ 動物愛護教室

カ 動物愛護フェスティバル
 キ 犬及び猫の引取り・譲渡
 ク 野犬の捕獲・管理
 ケ 動物焼却業務委託
 コ 野犬捕獲車の管理・運営

(3) 県負担・補助率の考え方

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に規定されている県の責務を実施するため、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	826	立入検査、会議参加、研修参加
需用費	4,784	検査・自動車消耗品、印刷製本費、機器・自動車修繕費、光熱水費、燃料費
役務費	1,890	焼却、研修会・協議会案内郵送料、原因不明死亡犬病勢鑑定料
委託料	912	焼却業務委託、焼却場調査、負傷動物対応委託
その他	1,945	研修会外部講師報償費、協議会負担金、動物愛護フェスティバル負担金、有料道路使用料、自動車重量税、備品、保険
合計	10,357	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定し、法律の遵守、動物愛護及び適正飼養の推進を位置づけている。

(2) 国・他県の状況

他県においても、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいた業務を行っており、各県ごとに動物愛護推進計画を策定している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

動物取扱業者・特定動物飼養者・愛玩動物飼養者に対する適正な飼養及び保管についての指導、動物由来感染症対策及び県民への動物愛護思想の普及啓発を通して、県民の協働による人と動物が共生する地域社会の実現を目指します。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R12)	達成率
① 犬及び猫の引取頭数の85%削	6,112頭 (H16)	2,307頭	2,155頭	2,000頭	916頭	73%
②家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分率50%以下	877頭 (H30)	259頭	225頭	200頭	438頭	141%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>岐阜県動物愛護推進協議会（2回）、岐阜県動物愛護推進員研修会（4回）、動物愛護教室（15回）、狂犬病予防員及び衛生技術員研修会（1回）を開催し、動物愛護精神の普及啓発を行ったことにより、保健所及びセンターでの犬及び猫の収容頭数は減少傾向にあります。また、返還及び譲渡促進への取組みにより犬及び猫の殺処分頭数も減少傾向にあります。</p>
	指標① 目標：2,250頭 実績：2,257頭 達成率：100%
	指標② 目標：600頭 実績：580頭 達成率：103%
令和3年度	<p>岐阜県動物愛護推進協議会（1回）、岐阜県動物愛護推進員研修会（4回）、動物愛護教室（11回）を開催し、動物愛護精神の普及啓発を行ったことにより、保健所及びセンターでの犬及び猫の収容頭数は減少傾向にあります。また、返還及び譲渡促進への取組みにより犬及び猫の殺処分頭数も減少傾向にあります。</p> <p>引取り数減少のための取組として、新たに多頭飼養届出制度の導入及び県市町村等連携会議を設置し、多頭飼養崩壊の未然防止を図っています。</p>
	指標① 目標：2,123頭 実績：2,307頭 達成率：108%
	指標② 目標：565頭 実績：259頭 達成率：218%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>動物愛護思想の普及啓発及び動物由来感染症の対策を行うことにより、県民の生活環境の向上及び健康へとつながるため、事業の必要性が高いといえます。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>引取頭数は平成16年度の6,112頭と比較して令和3年度は2,307頭に減少しています。 家庭で飼養できる犬猫の殺処分数は平成30年度の877頭と比較して令和3年度は259頭に減少しています。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価) 1	<p>犬及び猫の所有者からの引き取りについて、終生飼養を指導することにより安易な気持ちでの引き取り依頼を減らすとともに、終生飼養の徹底とみだりな繁殖の防止へとつなげています。 県のホームページに迷い犬情報を掲載することにより、経費をかけずに返還率を上げています。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各保健所及びセンターへの動物に関する苦情相談件数は、令和3年度は3,823件あり、県民の生活環境の向上及び健康を守るためには更なる取組みが必要となります。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業の更なる適正化、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られました。広く県民へ法改正の周知を行うとともに、動物取扱業者、特定動物飼養者及び一般の飼養者への適正な飼養及び保管についての啓発、指導を行います。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【○○課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	